

八月十三日四時三十分會談終了

佛領印度支那關稅問題交渉方針案

「大正十三年五月東京ニ於ケル非公式商議ニ於テ作成セラレタル會議録記載ノ我方要求ヲ出來得ル限り貫徹スルニ力ムルコト

「右貫徹シ得サル物品ニ付テハ該物品カ本年二月佛領印度支那ニ於ケル非公式商議ニ於テ討議ヲ留保セラレサリモノナルトキハ大

体ニ於テ佛領印度支那ニ於テ作成セル會議録第二欄（第二欄ナキモノハ第一欄）記載ノ稅率ニ近キ程度ニ於テ妥協シ差支ナキコト

（第二欄ナキモノハ第一欄）

又該物品カ前記佛領印度支那ニ於ケル非公式商議ノ際討議ヲ留保セラレタルモノナル時ハ左ノ程度ニ於テ妥協シ差支ナキコト

（1）編織物、九「キログラム」ヲ超ユルモノニ付テハ印度支那銀行

一般稅率ヨリ一〇乃至一五%引其他ニ對シテハ最低稅率ノ二〇

（註）  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）  
（十一）  
（十二）  
（十三）  
（十四）  
（十五）  
（十六）  
（十七）  
（十八）  
（十九）  
（二十）  
（二十一）  
（二十二）  
（二十三）  
（二十四）  
（二十五）  
（二十六）  
（二十七）  
（二十八）  
（二十九）  
（三十）  
（三十一）  
（三十二）  
（三十三）  
（三十四）  
（三十五）  
（三十六）  
（三十七）  
（三十八）  
（三十九）  
（四十）  
（四十一）  
（四十二）  
（四十三）  
（四十四）  
（四十五）  
（四十六）  
（四十七）  
（四十八）  
（四十九）  
（五十）  
（五十一）  
（五十二）  
（五十三）  
（五十四）  
（五十五）  
（五十六）  
（五十七）  
（五十八）  
（五十九）  
（六十）  
（六十一）  
（六十二）  
（六十三）  
（六十四）  
（六十五）  
（六十六）  
（六十七）  
（六十八）  
（六十九）  
（七十）  
（七十一）  
（七十二）  
（七十三）  
（七十四）  
（七十五）  
（七十六）  
（七十七）  
（七十八）  
（七十九）  
（八十）  
（八十一）  
（八十二）  
（八十三）  
（八十四）  
（八十五）  
（八十六）  
（八十七）  
（八十八）  
（八十九）  
（九十）  
（九十一）  
（九十二）  
（九十三）  
（九十四）  
（九十五）  
（九十六）  
（九十七）  
（九十八）  
（九十九）  
（一百）

増ニ近キ程度ニ妥協シ差支ナキコト

(2) 織物以外ノ留保セラレタル物品即チ

「アルミニウム」製品 (税番五七九ノ二)

「モロフコ」革製品 (税番四九一)

各種ノ方法ニ依リ鍍金シタル物品及純「ニッケル」製品又ハ

「ニッケル」ヲ鍍シタル製品 (税番四九六) 模造銃身具 (税番

四九六ノ二)

置時計及掛時計 (税番五〇四ノ二)

兼狀又ハ兼狀鏡映テ照ク鏡テノ護膜又ハ「ガタバルヂヤ」薬物品

ニシテ印度支那ニ於テ製セラレサルモノ (税番六二〇ノ中)

象牙、真珠貝、琥珀ニテ製シタル小間物類ニシテ別號ニ掲ケサ

ルモノ (税番六四〇ノ四)  
 編製傘 (税番六五二ノ内)  
 鉛筆 (税番三〇一)  
 麻香ヲ附セサル石鹸 (税番三一二)  
 銀結強漬又ハ其他ノ方法ニテ調理セラレタル魚類。鹽漬牡  
 蠣 (税番四七及四八ノ内)  
 荷葉 (油ヲ含ム) (税番一一二)  
 化粧品 (特ニ税番ヲ有ス)  
 兎毛及又ハ兎毛ヲ多ク含ム「フェルト」帽子  
 毛又ハ羊毛及毛ニテ造リタル「フェルト」製帽子 (税番六二六)  
 羊毛製帽子 (税番六二七)

即今最僻處中面橫文

一〇乃至一五%引ノ程度  
即チ綿布上全一程ノ多量

此次關係官會議ニ報告スルコト

前記二、記載ノ會議錄列記以外ノ物品ニ付テハ一般のニ最惡國待遇享

受テ主展シ先方ニ於テ同意セサルトキハ本邦ニ於テモ最惠國待遇

ヲ與フヘキ印度支那品ヲ同帳スルト共ニ條約上保障ナキ物品ニ付

テハ必要アル場合隨時特定ノ物品ニ適用セラルヘキ税率ヲ兩國間

生野 常務理事  
協賛 足元 氏  
協賛 足元 氏

ニ於テ協議スルコトトスルコト

六 交渉ノ経過ニ依リテハ前記諸項記載ノ如キ細目ノ論議ヲ廢シ本邦  
品全部ニ且リ一律ニ佛本國ニ於ケル千九百二十一年三月二十八日  
前ノ一般税率ヲ適用セシムルノ可否  
全印支那支那品ニ於ケル本邦品ニ對スル税率協定ノ對價トシテ或種佛本  
國生産物ニ對シ我輸入税ノ輕減ヲ申出タル時ハ本邦産業上支障ナ  
キモノニ限り考慮スルコト

八 印度支那品ニ對シ我方ニ於テ税率ヲ引下クハキ品目及其ノ程度ハ  
本年三月印度支那ニ於テ作成シタル會議錄記載ノ程度ニ於テ同意  
シ差支ナキコト

右會議錄ニ於テ引下及其程度ヲ留保セラレ居モノニ付テハ前記四ノ  
技術官協議會ニ於テ之ヲ研究シ次回係官會議ニ報告スルコト